

振動規制法に基づく特定施設（振動規制法施行令別表第1に掲げる施設）

号番号・施設名	規模等要件	備考
1 金属加工機械		
(イ) 液圧プレス	矯正プレスを除く。	騒音規制法の特定施設にも該当
(ロ) 機械プレス	全てのもの	呼び加圧能力が294kN以上の場合、騒音規制法の特定施設に、147kN以上294kN未満の場合、市条例の要保全施設（騒音）に、それぞれ該当
(ハ) せん断機	原動機定格出力1kW以上	3.75kW以上の場合、騒音規制法の特定施設にも該当
(ニ) 鍛造機	全てのもの	騒音規制法の特定施設にも該当
(ホ) ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力37.5kW以上	全ての規模のものが、騒音規制法の特定施設に該当
2 圧縮機	原動機定格出力7.5kW以上	空気圧縮機として、騒音規制法の特定施設にも該当
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機定格出力7.5kW以上	騒音規制法の特定施設にも該当
4 織機	原動機を用いるもの	騒音規制法の特定施設にも該当
5	コンクリートブロックマシン	動力を用いる全ての規模のものが、市条例の要保全施設（騒音）に該当
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	
6 木材加工機械		
(イ) ドラムバーカー	全てのもの	騒音規制法の特定施設にも該当
(ロ) チッパー	原動機定格出力2.2kW以上	2.25kW以上の場合、騒音規制法の特定施設にも該当
7 印刷機械	原動機定格出力2.2kW以上	原動機を用いる全ての規模のものが、騒音規制法の特定施設に該当
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外で、原動機定格出力30kW以上	
9 合成樹脂用射出成形機	全てのもの	騒音規制法の特定施設にも該当
10 鋳造型機	ジョルト式のもの	騒音規制法の特定施設にも該当

※ 振動規制法の指定地域は、薩摩川内市全域ではないので、注意が必要。